託された未来をひらく
三井住友トラストグループ

2026年9月15日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

赤坂七丁目所在信託財産（国有財産信託）の売却に係る入札の実施について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：米山 学朋、以下、「当社」）は、2026 年5月１日付「赤坂七丁目国有財産の管理・処分に係る国有財産信託契約について」（※）にてお知らせした国有財産信託契約書に基づき、赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業の施行区域内に所在する土地の共有持分（以下、「本信託財産」）を信託財産として受託し、その管理・処分を行っています。

（※）2026 年5月１日付ニュースリリース「赤坂七丁目国有財産の管理・処分に係る国有財産信託契約について」

今般、当社は、信託受託者として本信託財産を入札方式により売却することとしました。

入札への参加を希望される方は、後記掲載資料の入札案内書を十分にご確認のうえ、同書に定める手続に従ってお申し込みください。

1. 本信託財産の概要

所在地	地目	地積（㎡）	備考
東京都港区赤坂 7-601	宅地	8,719.04	持分 1,000,000 分の 52,702

2. 掲載資料

・入札案内書
・入札説明会参加希望届
・秘密保持に関する確認書

本件の入札参加資格、手続、スケジュールその他詳細な条件については、入札案内書をご確認ください。前記掲載資料以外の検討用資料および入札手続用の書式については、入札案内書に定める手続を経た方に対して別途ご案内いたします。

以 上